

はじめに

当財団は、設立の目的を「国民の精神的健康を増進し社会の福祉に貢献すること」とし、1965年3月26日に設立されました。これまで、多くのみなさまにご支援をいただき、2025年3月に設立60周年を迎えることができました。

この間、多様化・複雑化する時代の要請、多くの方々からの各種ご支援をいただき、現在は、以下の公益事業を展開しています。

- ・心理学、医学・医療、社会学・社会福祉学の3つの分野に関する研究助成
- ・自閉スペクトラム症や発達に支援を必要としているお子さまとその保護者に対する療育・相談、心の悩みや不安を持つ子どもと家族に対する心理相談
- ・精神保健分野で活躍する専門職のみなさまを対象とした研修講座
- ・自治体・地域団体と連携し、支援者のみなさまはじめ、教職員・保育士等、指導者のみなさまへの研修、住民向けのセミナーを通じた各種啓発
- ・出版等を通じた情報発信

設立60年間という長い時間をかけて構築され、現在展開しているこれらの事業について、設立時の理念を忘れることなく、今後も着実に取り組んでまいります。

【財団運営の基本方針】

公益法人制度に関する改正法案が2024年の通常国会で成立し、2025年4月に施行された。この改正公益認定法の改定ポイントは、「財務規律の柔軟化・明確化」「行政手続きの簡素化・合理化」「自律的ガバナンスの充実、透明性向上」となっている。

この改正を受け、2025年度の財団運営においては、特に「自律的ガバナンスの充実、透明性向上」に注力した。具体的には、理事のみなさまとの意見交換機会を新たに設け、上半期の事業概要を報告するとともに、各事業に対する様々な専門的ご意見等を聴取のうえ、次年度の事業計画に反映する取組み。

この新たな取組みは、財団の自律的ガバナンスを高度化し、社会的価値を高めることにつながると考えられることから、2026年度においても継続し、環境変化に応じた実効性のある事業の展開を実現していく。あわせて、「財務規律の柔軟化・明確化」に向けた情報収集、検討に着手する。

その他の事業運営面では、物価の高騰等、経済環境変化に対する検討やIT・システム投資、配置要員の整備ならびに人材育成に関する取組み、さらには、各事業の進捗管理等の高度化を重要な課題と認識のうえ取り組むことを基本方針とする。

事業別具体的計画事項

I. 研究助成事業

1. 2025 年度の振返りと 2026 年度の基本方針

1965 年の財団設立当初から実施している研究助成事業について、2025 年度（第 61 回）は、「心理学的研究分野」「医学・医療的研究分野」および「社会学・社会福祉学的研究分野」の 3 分野に分けて公募を行ない、3 分野合わせて 128 件の応募があった。応募数が 2024 年度の 98 件を大幅に上回ったことは、第 60 回の研究助成を機に、研究分野の細分化と助成金の 1 件あたり上限金額を増額したことが主な要因と考えている。

なお、研究助成選考委員会による選考の結果、15 件の研究に対し、総額 1,298 万円の助成を行なった。これにより、研究助成の累計件数は 1,223 件、累計金額は 5 億 9,266 万円となった。

例年実施している「研究助成成果報告会」については、2024 年度の対象研究について 2025 年 7 月に開催した。また、各研究論文については、「研究助成論文集」として刊行し、各大学の図書館等へ配布、また過去の論文集とともに電子書籍化のうえ、ホームページに掲載した。

2026 年度の研究助成事業については、引き続き、「心理学的研究」「医学・医療的研究」「社会学・社会福祉学的研究」の 3 分野とする。また研究領域については、乳幼児期から学齢期・思春期の子どもの問題、家族・家庭の諸問題および高齢者の問題に関する精神保健・福祉の諸領域についての基礎的、臨床的、実践的な研究とし募集することとする。

なお、応募要領（概要）は下記のとおりとし、情報発信に努め応募者の増加を目指す。

2. 2026 年度の研究助成応募要領（概要）

2026 年度（第 62 回）研究助成応募要領の概要は以下のとおり。

（1）応募資格と応募テーマ

①原則、国内で活動している個人

- ・医師、看護職、教師、保育士、心理職*、作業療法士 等

＊相談員、スクールカウンセラー、臨床心理士、公認心理師 等

- ・ソーシャルワーカー、ケアワーカー 等*

＊社会福祉・精神保健福祉・介護福祉のフィールドで対人援助の実践活動に取り組むもの

- ・大学院生 等

②国内で活動しているグループ、団体

③過去、当財団から助成を受けた継続研究は応募可

④過去、他の機関から同じテーマによる助成を受けた研究は応募不可

(2) 助成金額

①助成金額合計を原則1,200万円とする。

②1件につき100万円以内とする。

*なお、申請書<支出内訳>使途内容によって研究費申請総額を減額する場合もある。

(3) 選考方法

分野ごとの選考委員会で審議を行ない、その答申をふまえ理事長が決定する。なお、助成対象者は財団ホームページにて公表する。

(4) 研究助成贈呈式

2026年7月～9月に財団および助成対象者の居住する地区で行なう。

(5) 研究成果の取扱い

①「研究成果報告会」を開催する。

②「研究助成論文集」を発行する。

③論文をホームページに掲載する。

II. 研修事業

1. 2025年度の振り返りと2026年度の基本方針

当財団では、精神医学、教育・保育、心理・相談・医療、保健・行政、司法などの精神保健分野で活躍する専門家やこれらの職種を目指す大学院生・大学生などを対象として、先進的・独創的な研修事業を運営している。

2025年度については、年間37の研修講座を運営し、受講者数は約2,500名を確保した(年度末予定)。累計の受講者数は前年度と同水準ではあるものの、講座によっての格差が生じるなど新たな課題を認識した。また、対面開催を中心に運営している当財団の研修講座に対し、オンライン開催の要望もあることから、受講生の要望をふまえた運営面の検討が必要と認識している。

上記をふまえるとともに、発達障害児(者)に対する支援、虐待やいじめ問題、さらに社会環境の変化による子育て・就労支援など複雑多様化している課題に適切に応えるためには、精神保健、福祉・保育領域等の専門家の育成が重要であるとの認識のもと、2026年度の研修事業については、「受講者目線」を意識した講座編成や運営方法の創意工夫に努め、研修の実効性向上・受講者拡大を実現する。

なお、研修講座の編成・運営の取組みは以下のとおり。

2. 研修講座の編成等について

(1) 講座編成の見直し

受講者ニーズの分析、関係学会や団体の動向、心理的支援・援助に対する社会からの要請等を把握しテーマの充実に努める。また、心理的援助・支援の基本的なスキルを向上させ得る講座と最新の研究の成果なども取り入れた実践的講座をバランスよく編成することとし、受講者が継続して参加し、常時、現場での実践に役立つ学びができる研修講座を提供する。

具体的には、「こころの臨床専門講座」「発達障害専門講座」「子ども専門講座」の各領域のバランスを考慮しつつ編成する。

また、受講者目線の観点から、新たに講座のセグメント分け(ベーシック・スタンダード・セレクトの3つ)を行なう。また、講師との協議を通じ、講座内容が把握しやすい講座タイトル・おすすめ文の付記等により講座選択の利便性向上を図る。

(2) 講師陣のさらなる充実

「こころの臨床」「発達障害」「子ども」の各領域において、国内第一線の講師との連携を一層強化しつつ良好なコミュニケーションを保持することで、さまざまなテーマ・コンセプトを備えた研修講座を提供する。

あわせて、現任講師からのご紹介や受講生からのニーズ等をふまえ、新たな講師の発掘に努める。

3. 研修講座の運営等について

(1) 運営方法

対面開催を中心とした運営を維持する一方、オンライン講座の要望に応えるため、対面開催の研修講座を収録し後日オンライン配信を行なう「ハイブリッド講座」、また「オンライン専用講座」数を増やし運営する。あわせて、2026年度は「リアルタイムオンライン講座」に新たに取り組む。

(2) 受講生の利便性確保

2025年度は講座管理システム・講師情報システムが改定され、内部的な操作性が高まった。

2026年度はホームページの改訂を予定しており、受講希望者にとってよりわかりやすい環境を構築することにより、講座申込みの利便性を確保する。

(3) 研修講座の情報発信

当財団の研修講座は、臨床心理士資格更新ポイントの対象講座として承認を受けているが、2025年度には、公認心理師協会の「テーマ別研修」の提供事業者として当財団の適格性が承認された。

今後は、両会とのさらなる連携により講座の広報を拡充していくとともに、引き続き、両会のホームページに当財団の研修講座情報を掲載いただくよう対応していく。あわせて、その他の承認団体の拡大に努める。

(4) 地方講座の開催

研修講座の地方開催については、コロナ収束後、毎年1箇所開催としていたが、2026年度は3箇所にて開催する（仙台・京都・福岡）。

開催にあたっては、臨床心理士・公認心理師両会の地元組織、自治体などの協力を仰ぎながら、各地域のニーズに合致した効果的な研修講座を運営する。

(5) 講師料の改定

講師への謝礼について、昨今の物価上昇や運営実態等をふまえ改定する。

(6) 地域課題に向けた取組み

公益財団法人として、発達障害の支援・啓発や子どもの健全育成を進めることを目的に、自治体と連携した市民向け講演会、教員・保育士等の指導者向け研修会・講演会を開催する。また、財団制作のオリジナルコンテンツ（動画等）を提案・提供する。

これらの事業を通じ、地域の課題解決に資する活動を展開し、財団の社会的価値を高める。

2026年度 講座編成

(1) こころの臨床専門講座

①集中講座

開催日程	講座名	企画講師	会場	定員
5月30日(土)	認知行動療法の基礎を学ぶ	認知行動療法研修開発センター 理事長 大野 裕	当財団 講義室	80
7月5日(日)	さまざまな面接と支援に家族療法を活かすには	駒澤大学文学部 教授 藤田 博康	当財団 講義室	80
6月13日(土)	パーソナリティ・アセスメント(入門)	筑波大学 名誉教授 小川 俊樹	当財団 講義室	80
7月11日(土)	(調整中)	東北大学 名誉教授 長谷川 啓三	仙台	100
8・9月予定	事例で学ぶパーソナリティ・アセスメント	筑波大学 名誉教授 小川 俊樹	当財団 講義室	80
9月27日(日)	アセスメント技術を高めるために	大正大学 名誉教授 近藤 直司	当財団 講義室	60
10・11月予定	パーソナリティ・アセスメントSV(1)	筑波大学 名誉教授 小川 俊樹	当財団 講義室	45
10・11月予定	パーソナリティ・アセスメントSV(2)	筑波大学 名誉教授 小川 俊樹	当財団 講義室	45
12月予定	基礎から学ぶロールシャッハ法(片口式)	筑波大学 名誉教授 小川 俊樹	当財団 講義室	50
1・2月予定	(調整中)	福井大学 子どものこころの発達研究センター 客員教授 杉山 登志郎	OL	—
合 計	10 講 座			

②夜間講座

な し

(注)継続講座については、前年度の「講座名」を掲載しているものがあります。(以下同様)

※「集中講座」・・・土・日曜、祝日開催講座

「オンライン講座」・・・平日、土曜開催講座

(2) 発達障害専門講座

①集中講座

開催日程	講座名	企画講師	会場	定員
4月25日(土)	基本から学ぶ発達障害(神経発達症)	筑波大学 名誉教授 宮本 信也	当財団 講義室	80
6・7月予定	【ハイブリッド講座(実開催)】 発達障害300分間Q&A	信州大学医学部 子どものこころの発達医学教室 教授 本田 秀夫	当財団 講義室	50
7月26日(日)	【リアルタイムオンライン】 (調整中)	仁誠会大湫病院 児童精神科医 関 正樹	当財団 講義室	50
8月26日(水) 8月29日(土)	【オンライン講座】 (調整中)	こころとそだちのクリニックむすびめ 院長 田中 康雄	OL	-
8・9月予定	インターネット依存・ゲーム行動症の基礎と臨床	久里浜医療センター 臨床心理士 三原 聡子	当財団 講義室	80
8・9月予定	【ハイブリッド講座(オンライン)】 発達障害300分間Q&A	信州大学医学部 子どものこころの発達医学教室 教授 本田 秀夫	OL	-
9月12日(土)	【ハイブリッド講座(実開催)】 ASDのある人が安定した成人期を迎えるための支援	京都大学大学院医学研究科 人間健康科学系 准教授 義村 さや香	京都	100
10月4日(日)	【ハイブリッド講座(実開催)】 (調整中)	九州大学大学病院 特任准教授 山下 洋	福岡	
11月14日(土)	講義と事例検討で学ぶ発達障害と心の育ち	奈良県立医科大学精神医学講座 教授 岡田 俊	当財団 講義室	80
11月予定	検査入院から考える大人の発達障害	公益財団法人神経研究所 理事長 加藤 進昌		
12月予定	【ハイブリッド講座(オンライン)】 ASDのある人が安定した成人期を迎えるための支援	京都大学大学院医学研究科 人間健康科学系 准教授 義村 さや香	OL	-
1・2月予定	【ハイブリッド講座(オンライン)】 (調整中)	九州大学大学病院 特任准教授 山下 洋	OL	-
1・2月予定	(未定)	横浜国立大学大学院 教授 渡部 匡隆		
未定	児童期から成人期へのトランジション	公益財団法人神経研究所 理事長 加藤 進昌		
未定	学齢期の発達障害の子どもへの心理支援	相模女子大学人間社会学部 人間心理学科 教授 日戸 由刈	当財団 講義室	80
合計	15 講座			

②夜間講座

なし

(3) 子ども専門講座

①集中講座

開催日程	講座名	企画講師	会場	定員
5月16日(土)	(仮)子どもの今と未来をまもる大人の責任	LIFE DEVELOPMENT CENTER 渡邊醫院 副院長 渡邊 久子	当財団 講義室	80
6月予定	親子関係のアセスメントと支援	日本女子大学 教授 塩崎 尚美	OL	-
7月18日(土) 7月19日(日)	現代の思春期・青年期を考える	恩賜財団母子愛育会愛育研究所 顧問 齊藤 万比古	当財団 講義室	80
8月1日(土)	学校現場に活かせる問題解決のためのカウンセリング 技法	明治大学文学部 教授 諸富 祥彦	当財団 講義室	60
8月2日(日)	予防と成長支援の学校カウンセリング	明治大学文学部 教授 諸富 祥彦	当財団 講義室	60
9月6日(日)	【ハイブリッド講座(実開催)】 自分を傷つけずにいられない子どもたちの支援	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長 松本 俊彦	当財団 講義室	60
11月29日(日)	ひきこもりと不登校の理解と支援	大正大学 名誉教授 近藤 直司	当財団 講義室	80
11月予定	【ハイブリッド講座(オンライン)】 自分を傷つけずにいられない子どもたちの支援	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長 松本 俊彦	OL	-
前期	(未定)	クリニック川畑 院長 川畑 友二	当財団 講義室	80
後期	(未定)	早稲田大学 教授 上鹿渡 和宏	当財団 講義室	80
合計	10 講座			

②夜間講座

なし

Ⅲ. 相談事業 1（子ども療育相談センター）

1. 環境認識

日本は子どもの権利条約および障害者権利条約に批准し、子どもの人権を守るべく、現在に至るまで様々な法制度が整備されてきた。

こども家庭庁支援局障害児支援課の令和 8 年度概算要求の概要（障害児支援関係）によると、障害児支援体制の強化とインクルージョン推進や障害児支援分野の人財育成等、今年度も様々な事業が行なわれるなど、障害のある子どもが適切な支援を受け、身近な地域で安心して暮らしていけるよう、充実した発達支援の提供に向け強化が進められている。

また、子どもの意思が尊重され子どもが自分で決定できるよう、2023 年 12 月に「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」が策定された。障害児支援の分野においても、2024 年 8 月に「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き（こども家庭庁）」が作成され、今後も様々な取組みの推進が予想される。

このように、身近な地域において「障害のある子どもの様々な機会の保障」が進む中、社会性やコミュニケーションの発達に支援を必要とする子ども、特に自閉スペクトラム症の特徴のある子どもの健やかな育ちを保障するためには、日本自閉症協会が関係省庁に提出した 2026（令和 8）年度の予算等に関する要望にあるように、その発達特性に応じた支援の検討が必要と考える。

2. 2026 年度の基本方針

当センターは 1976 年の開設当初より特徴の強い子どもが多く来所し、着席行動や学習態勢を早期に確立する必要から、治療教育と相談を同時に行なう「療育・相談」により「子どもへの支援」と「保護者への支援」を進めてきた。

また、治療教育を通して蓄積した子どもの学習スタイルや支援方法の下に所属機関との連携や支援活動等「支援者への支援」にも努めてきたが、地域での発達支援の広がりとともに果たしていく役割も変化してきている。

開設から 50 年を迎える今年度、これまでの活動を「子どもへの支援」「保護者への支援」「支援者への支援」に明確に分け、それぞれの支援のあり方について再構築する。

（1）子どもへの支援

障害のある子どもの発達は一人ひとり異なることから、「医療」「教育」「福祉」のバランスや特別に配慮する環境の程度も一人ひとり検討する必要がある。加えて、将来の生活を見据えて年齢段階ごとの目標の検討も必要である。

地域の発達支援では恩恵を受けにくい子どもが来所する当センターにおいては、これまで「発達の特性に応じた対応アイデアの創造」と「能力に応じたスモールステップの創造」の両輪でアプローチしてきた知見から「治療教育の可能性と限界性」を見極め、子どもの発達の状態に応じて適切な支援プランを提供する。今後も、子どもの

新たな行動形成に注力するとともに、行動変容の可能性を実践的に再現可能な方法で早期に示していくよう努める。

(2) 保護者への支援

子どもの特徴の強さから子どもへの治療教育と同時進行で進めてきた「相談」について、それぞれの子どもの状況および家族の状況に合わせて支援できるよう支援内容の充実を図る。

また、身近な地域で多くの支援サービスが選択できるようになり、様々な情報に接近できるようになった一方で、その選択や子どもへの対応に悩む保護者も少なくない。特に、特徴の強い子どもの保護者については、特徴の理解と対応方法の習得は必須であり、系統的に習得できるよう努める。

なお、申し込みに至る前の段階の保護者に対しても可能な限り寄り添い、前向きな結果になるよう努め、必要に応じて適切な支援に繋げていく。

(3) 支援者への支援

支援者を目指す学生から地域で障害のある子どもに支援を実践している支援者まで、ニーズに応じた支援を提供していく。また今年度は、各機関からの依頼に応じて行なう支援活動に加えて、これまでの知見を活かした研修を企画し、地域の発達支援への貢献に努めていく。

(4) 人財育成

引き続き、新しい研究内容や情報に触れるとともに、障害のある子どもへの支援の歴史についても学びを深めることを通して職員一人ひとりが研鑽に努め、発達に支援を必要とする子ども・保護者・支援者の各支援に協働し尽力していく。

3. 具体的な取組み

(1) 子どもへの支援

子どもの良さが発揮されるよう、誤学習や未学習が減り様々な機会に恵まれるよう支援する。特に、自閉スペクトラム症の子どもについては、やりとりが持続しほめられる機会が増えるよう、周りの人に促されながら行動が変わっていきけるよう、特長を発揮していけるよう支援していく。

①現状の把握

「発達の特性」「知的能力」「社会生活能力」の3つの視点から、現在の子どもの状態について把握・整理する。施設内での行動観察に加えて、必要に応じて家庭生活・地域生活での行動観察や発達検査等を実施する。また、特別な環境や対応方法の必要性や行動変容の可能性について課題学習を通して確認する。

②目標の設定

行動観察や発達検査等の結果、保護者の希望・生活年齢・生活環境から、長期目標・短期目標を設定し、周囲からの期待が増えるよう支援する。特に学齢期は、家庭生活・地域生活・職業生活で特長を発揮しながら周りの人と協働していけるよう、

自立・自律を意識した目標を検討する。

③治療教育による行動変容

生活上の困難さが大きい子ども、やりとりの量・質ともに支援が必要な子ども、基本的な知識や技術の習得が必要な子どもについては、一人ひとりに合わせて刺激統制した環境を用意して課題学習を行ない、行動変容を可能とする手続きを作成するとともに、子どもの行動レパートリーを増やし学習スタイルを捉える。必要に応じて医療や福祉の必要性を検討する。

④生活環境への移行

子どもの認知特徴、行動特徴によっては場所や人等の違いが行動に影響することから、獲得した行動が実際の生活環境で機能するよう支援する。また、学齢期以降は地域生活での自立・自立的な発揮が期待されるため、社会に存在する刺激を捉えることや社会から期待される行動を取れるよう支援していく。

⑤特長の発揮

困難さとして表現される行動も特徴に合う環境により特长へと発揮されることも少なくない。特长が発揮されるような活動を通して社会で活躍していけるよう、支援に努める。

(2) 保護者への支援

発達に支援を必要とする子どもを育てている保護者に寄り添い、将来に希望を持って育てていけるよう個別的・専門的な支援の提供に努める

①電話相談

子どもの発達に関する悩み事や当センターの支援内容についてのお問合せ等、申し込みに至る前の家族も含め可能な限り相談に応じる。相談内容によっては適切な機関へ繋いでいく。当センターで治療教育を受けた子どもについては、年齢段階に応じて近況の確認を行ない、状況に応じて発達相談を提案する。

②説明会

当センターを相談先としてインターネットで検索された方や相談機関等により紹介された方など申し込みに至る前の保護者の希望に応じ、基本方針や支援内容・支援方法について具体的に案内する機会を設ける。就業している家族が利用しやすいよう、年間を通してオンラインで開催する。

③事前相談

心身の発達に関し、地域の専門機関（保健センター・児童発達支援センター・医療機関等）で必要なケアを受け、より専門的な療育の必要性が認められた子どもや、地域の巡回相談や発達相談等により子どもの特性を詳細に捉える必要があると認められた子どもの申し込みに対し、可能な限り迅速な対応を行なう。事前相談では、子どもの行動を観察することに重点を置く初回の発達相談の前に、保護者に対し、当センターの基本方針を含む説明と子どもの現状や希望等の聞き取りを行なう。この事前相談の内容から、緊急性や特別な対応の必要性について確認し、初回の発達相談に向けて必要な調整を行なう。

④発達相談

子どもの行動観察等を詳細に行ない、発達の特性について把握する。保護者から

は子どもの生育歴や日常生活の様子等を聞き取り、保護者が感じている困難さの確認を行なう。子どもの行動観察と保護者に確認した内容等から、子どもの発達を促す具体的関わりや環境の整え方についての包括的な検討を行なう。必要に応じて発達検査や質問紙回答による発達の評価を行ない、子どもの発達の状況、今後発達を促進していくための方針等をまとめ、保護者にフィードバックしていく。

子どもの状態によっては、地域生活や集団生活での行動観察の必要性についても検討を加える。地域の専門機関や医師からの情報等も考慮に入れ、行動観察や種々の発達の評価結果から、一人ひとりに合った発達支援を保護者に提案する。

⑤療育・相談

治療教育による子どもの行動変容を行ないながら、同時進行で相談を実施する。子どもの特徴の強さから、日々身近で支援する保護者の影響は大きいため、「行動の見方」「環境の整え方」「子どもへの対応方法」について、「講義とワーク」「観察と実践」の2方向から積極的に支援を行ない、保護者の潜在的な力が発揮されるよう努める。

⑥家庭生活、地域生活への支援

自閉スペクトラム症の特徴が強く、特定の刺激と強く結びついた行動がある場合や繰り返し定着した行動がある場合には、家庭生活や地域生活では保護者が抱える困難さは大きい。このような場合には、困難な状況を改善していけるよう、状況の整理や対処等の支援を行なう。また、環境の違いにより獲得した行動が自然に移行しない特徴がある場合には、家庭生活や地域生活で発揮できるよう支援を行なう。

⑦ライフステージに応じた支援

子どもの発達は環境との相互交渉の結果であることから、社会の変化や教育・福祉・医療・就労等の変化の影響は大きい。試行錯誤を得意としない特徴がある場合、早い段階から将来の準備をしていく必要があるため、将来の生活環境について改めて考える機会や特性に合わせて実践的に取り組んでいく機会が持てるよう支援していく。

(3) 支援者への支援

地域で発達に支援を必要とする子どもを支援している支援者からの依頼や要請を受け、それぞれの活動に寄り添い貢献できるよう努める。

①施設見学

公的機関等からの依頼を受け施設見学を行なう。必要に応じ、専門的な研修もあわせて行ない、地域の発達支援に貢献できるよう努める。

②地域支援

公的機関等からの要請を受け、地域の発達相談や保育園訪問指導等に出向き、子どもと家族の支援に取り組みながら、地域資源の内容の充実に協力する。

③研修会への出講

公的機関等からの要請を受け、蓄積した知見の下、教育および福祉分野の人財育成を目的とした研修会・勉強会の講師として出講する。

④研修会の開催

地域の支援者に対する研修会を開催し日々の実践に有効な支援方法を提供する。

⑤心理実習・心理実践実習

公認心理師の資格取得を目指す学部生の心理実習および大学院生の心理実践実習の依頼を受け、それぞれ実習を行なう。

(4) 人財育成

①研修会・学会への参加

年間を通して治療教育や相談に関連する研修に参加し、さらなる専門性の向上のため研鑽を積む。また、所属する学会主催の大会に参加し研鑽に努める。

②研究活動の推進

自閉スペクトラム症の子ども達の発達特性と有効な対応方法について引き続き研究に努め、治療教育および支援活動に活かしていく。

IV. 相談事業 2（すこやか育成相談室）

1. 2026 年度の基本方針

子どもたちのメンタルヘルスを支えるという社会的課題に対し、さまざまな施策が行政機関において講じられ、各地域の支援体制の拡充が進められている。

当相談室では、「子どもと保護者・家族へのオーダーメイドの心理相談の提供」という 1998 年開室時からの基本方針に沿って相談業務に取り組んでいくとともに、各地域の教育機関・相談機関等との連携を図り、「心理相談を通じた地域社会への貢献」を志向する。

具体的には、地域や学校の不登校支援につながることで難しい状況にあるケースに対し、子ども・保護者それぞれの心理相談に注力する。また、発達の特徴がある子どもが生活・教育環境の中で心理的ストレスを抱え、問題行動を含め様々な症状が表れているケースへの支援も推進する。子どもの心の安定と自己肯定感の育ちを支える心理相談を行ない、子どもと家族が地域社会とつながっていくための一助となることを目指す。

子育て・教育への支援を通じた地域連携として、保育園・幼稚園・学校への支援を推進する。保育士対象「事例検討研修」の実施や校内研修会への出講など、日々子どもたちと関わる先生方にとって実践的な研修機会の提供を行なう。また、心理教育映像教材「ココロメガネ」のリニューアル版を広く小学校で活用いただくために、各自治体との連携を進める。

引き続き、豊島区教育委員会専門家チーム巡回相談の講師、豊島区就学相談委員会・利用判定委員会の外部専門委員、府中市子育て世代包括支援センター発達相談の講師を担う。

実践研究として、幼児期の子どもたちの心理相談に関する事例研究を行ない、その結果をもとに、幼児期の子どもを対象とした心理教育教材の制作を目指す。

2. 心理相談

(1) 子どもの心理相談

以下①～④の多様な相談ニーズに対応するため、一人ひとりの子どもの心理状態や特性、発達段階等に応じた心理相談プログラムを作成し実践する。

来室相談に加え、電話相談およびオンライン相談を活用し、タイムリーかつ十分な頻度の心理相談を提供し、相談効果の向上を目指す。

①集団生活・対人関係に関する相談

- ・不登校、不登園
- ・集団不適応（活動に参加できない、ルールに沿えない、他者への暴言・暴力など）
- ・対人関係におけるトラブル、コミュニケーションの苦手さ、いじめに関する問題

②情緒不安および心理的要因による癖・生活習慣・体調不良などに関する相談

③発達の特性や特異な能力がある子どもたちへの心理的支援

④親子関係・家族関係に関する相談

(2) 保護者・家族の心理相談

保護者・家族が抱えている心配や不安を丁寧に聴き、その上で、子どもへの関わり方について具体的に検討する。特に、不登校児童生徒の保護者への支援については、文部科学省策定「COCOLO プラン」においてもその重要性が示されている。当相談室では、保護者が利用可能な相談機関の1つとして、心理相談を通じて親子関係・家族関係の安定を支え、園・学校・地域機関とのつながり方についても話し合い、子どもと保護者・家族が孤立しないように支援する。

3. 連携 ―子育て・教育への支援を通じた地域連携―

(1) 保育園・幼稚園への支援

①保育士対象「事例検討研修」の実施

保育園を訪問し、心理面・行動面で気になる子どもの事例について、保育士の方々と検討を行なう。事例を詳細に検討することで、対象の子どもへの理解が深まること、さらには、様々な子どもを理解し支援するために必要な心理的知識や関わり方を、体験的に学ぶ研修を目指す。今年度は約30の保育園にて、計90回程度実施する。

②自治体における保育士研修への出講

地域における保育士支援について、各自治体と積極的に連携を行なう。具体的には、各自治体のニーズに応じながら、心理専門職が担う効果的な保育士研修の内容・進め方を新たに検討・提案し、出講する。

③心の育成・サポートに関する教材の制作

幼児期の子どもを対象に、心の教育に関する絵本の制作に取り組み、保育園・幼稚園にて活用いただくことで、先生方および子どもたちへの支援となることを目指す。

(2) 小学校・中学校への支援

①校内研修会への出講

教育委員会または学校長の依頼に応じて教員対象の研修会に出講し、学校で対応に苦慮するケースについての支援方法の検討など、子どもの心理・発達に関する研修を担う。

②心の育成・サポートに関する教材の提供

当相談室で作成した心理教育映像教材「ココロメガネ」について、使いやすさと汎用性を高めるため、昨年度、リニューアル版を制作した。今年度はリニューアル版の提供を本格的に開始し、自治体との連携を図りながら、各小学校で活用いただくことを目指す。

(3) 地域における相談事業への支援

今年度も、豊島区教育委員会専門家チーム巡回相談の講師、豊島区就学相談委員会・利用判定委員会の外部専門委員、府中市子育て世代包括支援センター発達相談の講師を担う。

4. 実践研究

今年度は、当相談室で実践してきた幼児期の子どもたちの心理相談に関する事例研究を行なう。特に、「自分の感情を認識する力」および「自己・他者の心を理解する力」の育ちに焦点を当てて分析し、その結果をもとに、幼児期の子どもを対象とした心理教育教材の作成を目指す。

V. 出版・啓発事業

財団が所有する、児童青少年を中心とした精神保健に関わる事業の成果・知見を積極的に地域に還元し、社会福祉に貢献するため、出版・啓発事業に取り組む。

1. 出版

研究助成の成果をまとめた「研究助成論文集」については、2025年10月に第60号・2024年度版を刊行した。2026年度は、第61号・2025年度版を刊行する。

当財団で出版し、絶版となっている書籍については、リファレンスサービスを行なう。

2. 啓発

(1) コミュニケーション支援ボード

言葉に不自由さを感じる方々への支援、右肩上がりに増加する外国人居住者や旅行者への対応等、コミュニケーションの取り方に関し、全国の公共団体や関連団体、企業などの関心が高まっており、当財団が制作した「コミュニケーション支援ボード」に対する電話やメールなどの問合せが増加傾向にある。また、教科書等教育関係書籍への掲載申し出もここ数年増えている。

上記をふまえ、2026年度についても、引き続きホームページに掲載し普及に努めるとともに、発行から20数年が経過しており、財団としての管理体制や普及の方法について改めて検討する。

(2) ホームページ

財団の公益事業に関しより多くの方々に関心を持っていただけるよう、あわせて、研修講座受講者の申込みの利便性を図るため、全面的な改訂を実施する。

具体的には、財団が取り組む事業内容の掲載ページの拡大、研修講座の紹介をより分かりやすく掲載、加えて研修講座の申込み入力方法をより機能的にする。

また、最新ニュースやその他「財団からのお知らせ」等タイムリーな情報発信にも取り組み、閲覧数の拡大を目指す。

(3) 動画コンテンツの制作・提供

近年拡大してきた精神保健等に関する提供コンテンツの制作を継続するとともに、自治体への情報提供を積極的に行ない、YouTubeの配信等を通じた啓発事業に取り組む。また、これらの啓発事業を通じ、地域のネットワークづくりにも取り組む。

あわせて、公立小学校の道徳授業で活用できる各種教材を教育委員会等に提供し、子どもたちの精神的な安定と成長、いじめ等が起きない学級風土づくりを支援する。同時に、学校の先生や保護者の支援となるような活動を展開する。

また、子育てを応援する動画媒体の普及を目指して、自治体等へのPRや活用支援活動を推進する。